



2023年6月14日

各位

会社名 株式会社ラックランド  
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎  
(コード番号: 9612 東証プライム)  
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎  
(TEL: 03-3377-9331 (代表))

## 2023年12月期第1四半期報告書の提出期限延長(再延長)に係る

### 承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、2023年5月15日付「2023年12月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」にて公表のとおり、2023年12月期第1四半期(自2023年1月1日至2023年3月31日)の提出期限を2023年6月14日とする旨の承認をいただいておりますが、本日、取締役会の書面決議において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長(再延長)に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主、お客様、お取引先を始めとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書  
第54期(2023年12月期)第1四半期報告書  
(自2023年1月1日至2023年3月31日)
2. 延長前の提出期限  
2023年6月14日  
※本来の法定提出期限は2023年5月15日ですが、同日付で関東財務局より、提出期限の延長の承認をいただいております。
3. 延長が承認された場合の提出期限  
2023年7月28日
4. 提出期限の延長(再延長)を必要とする理由  
当社は、2023年5月12日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」及び同年6月6日付「特別調査委員会の構成の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会(以下「本調査委員会」といいます。)を設置し、当社が施工工事等を委託する協力会社からの過去の工事収益及び工事原価に係る証憑書類の変造の有無等(以下「本当初事案」といいます。)について調査してまいりましたところ、調査の過程で新たに、当社の一部従業員による協力会社に対する工事代金の額及び請求時期等に係る不適切な要請が行われていた疑義が生じたことに端を発し、当社の財務諸表等に影響を与える可能性が生じている事案(以下「本追加事案」といいます。)

す。)が判明するに至りました。本調査委員会からは、本追加事案における当社職員の行為として、当社から協力会社に対して、ある案件に係る施工代金の請求額の一部を他の案件に係る施工代金の一部として計上して請求する方法、ある案件に係る施工代金の請求額の一部の減額を要請し将来の他の案件において減額分を支払うことを約束する等の方法により、原価の付け替えに係る不適切な要請が行われた可能性が指摘されています。

これを受け、当社は、当社の会計監査人であるPwC京都監査法人(以下「会計監査人」といいます。)と協議の上、本追加事案に関しても徹底した調査を実施すべく、本調査委員会の委嘱事項に本追加事案の調査を含めるとともに、より客観的かつ高い独立性を担保した実効性のある調査を実施するため、外部専門家の追加選任を行い、かつ、本調査委員会の委員長を外部専門家としたうえで、当社から独立した中立・公正な外部専門家のみを委員とする構成に変更することとし、新たな体制の本調査委員会において、本追加事案に係る事実関係の調査を実施してまいりました。

当社は、2023年6月13日付で本調査委員会より本当初事案に関する調査報告書(中間報告書)を受領し、同日付で、「特別調査委員会の調査報告書(中間報告)受領及び特別調査委員会による調査の進捗状況に関するお知らせ」を開示いたしましたが、本追加事案に係る追加調査に応じて本四半期報告書の提出のためのスケジュール全体が後ろ倒しとなったため、当社による財務諸表等及び四半期報告書の作成並びに会計監査人による追加的なレビュー手続に時間を要しており、延長承認を受けた提出期限である2023年6月14日までに会計監査人による四半期レビュー報告書を受領できず、本四半期報告書を提出することが困難であることから、上記のとおり、提出期限再延長の申請を行うことといたしました。

#### 5. 今後の見通し

提出期限延長(再延長)に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上